

『視覚障害を持つ学習者に対する日本語教育』について考えてみませんか？

北川幸子（神田外語大学留学生別科）

1. 視覚に障害のある学習者を取りまく社会状況

2006年、国連において「障害者の権利に関する条約（通称：障害者権利条約）」が採択され、日本政府は2007年に署名、その後国内法の整備が進められた。

障害者権利条約の第二十四条においては、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容する教育制度（inclusive education system）等を確保することとし、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」を位置付けている。同条約「第二条 定義」においては、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

（文部科学省「障害者の権利に関する条約における「合理的配慮」」2016年6月19日アクセス
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1297380.htm）

2015年、日本において「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称：障害者差別解消法）が制定され、2016年4月より施行された。その目的は「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進する」ことである。この法律の中で、国公立の教育機関には合理的配慮の提供が義務づけられている（私立に関しては努力義務）。

現在、日本国内において日本語を学ぶ、視覚に障害のある学習者の中には、インクルーシブ教育がすでに行われている国の大学等で学ぶ学生が交換留学生として来日する例、日本の企業や団体から招待され、日本語とともに三療を学ぶ例などが見受けられる。

2. 京都外国語大学における、視覚障害のある交換留学生の受け入れ事例

京都外国語大学では2013年秋学期から一年間、カナダにある協定校からの交換留学生として、先天性の重度視覚障害をもつAさんを受け入れた。本事例については北川他（2014）、北川他（2015）にて詳しく報告したが、以下に概要をまとめる。

視覚障害	先天性光覚
日本語能力	中級（母国で二年の学習歴があった）
使用媒体, ツール	点字不使用 PC とスクリーンリーダー（JAWS）
主な履修科目	総合日本語クラス 英語で学ぶコンテンツコース
授業外支援	教材のテキストデータ化 教材の事前提供 授業外でのクイズ、テストの実施 予習、復習を中心としたチュートリアル（週4）

3. 視覚障害者と外国語学習

視覚障害者と言っても、その障害の特徴、程度、また使用する文字等はさまざまである。

<視覚障害>

弱視／全盲，先天的／中途失明など

<視覚障害者と文字>

触覚利用：点字

聴覚利用：墨字

※併用する人も多い

<視覚障害者の読み書きツールの例>

	インプットに使用	アウトプットに使用
視覚	拡大レンズ 拡大ソフトウェア（Microsoft の拡大鏡など） 拡大読書機 拡大コピー	拡大レンズ 拡大ソフトウェア（Microsoft の拡大鏡など）
触覚	点字による文書（紙） 点図 パソコン＋点字（点図）ディスプレイ 点字電子手帳（ブレイルメモ） レーズライター 立体図，模型など	点字器／点字盤 点字タイプライター 点字電子手帳（ブレイルメモ） PC，その他のデバイス＋点字キーボード レーズライター

聴 覚	(対面朗読)	(代筆)
	音声，録音データ	PC，その他のデバイス+スクリーンリーダー
	音声読書機，DAISY など PC，その他のデバイス+スクリーンリーダー	

その他教材作成に利用できるもの：スキャナー、自動点訳ソフト、点字プリンターなど

4. 視覚障害のある学習者に教える際に工夫が必要となる点

視覚に障害のある学習者に日本語を教える際、工夫が必要となる点を以下に挙げる。京都外大で実際に行った工夫を一例として挙げるが、あくまでも一人の、音声からのインプットで日本語を学ぶ、視覚障害のある学生に対する教育経験から得たアイデアでしかないため、そのほかの視覚障害者や点字使用者には有用でないものもある。この機会にほかによいアイデアがないか、考えたい。

- 工夫が必要となる点
 - ⇒工夫のポイント
 - 具体例
 - memo 研修当日に口頭で説明したことを後日追記
- ※資料1～17についてはレジュメの最後に一覧あり

●環境の認知、状況の判断

⇒その場の環境を理解させる。

→説明をする（広さ、何があるか、誰がいるかなど）。

→触ったり歩いたりして把握をさせる。

→触地図を作る。

→「ここ」、「そこ」などの指示語は避け、具体的な言葉を用いて話す。

memo 自分の声の音の返り具合で壁や柱などとの距離をとらえる人もいる。

説明をする際、こそあど言葉などの文脈や視覚情報に依存した表現はできるだけ避けるようにしていたが、一方で高コンテクストである日本語を習得する上では、ある程度文脈から類推して理解する力も伸ばしていく必要がある。

●各種電子機器の利用

⇒負担やストレスなく電子機器が利用できる学習環境を準備する。

→学習者のニーズに合わせ、電源から近い、インターネットが利用できる、黑板から近い、音が聞き取りやすい、などの座席を用意する。

→クラスメートに理解、支援を要請する。

memo 例えば近くに着席している学生に、教材のファイルの検索や、次の教室への移動などをたびたび手伝ってもらっていた。

●全体の把握（俯瞰）と「今（現時点）」の把握

⇒学習活動に見通しを持って積極的に取り組める環境を整える。

→クイズや宿題などのスケジュール（ルーティン）をあらかじめ伝えておく。

→突発的な「思いつき」の授業運営をしない。

→タスクをさせる際には最初に全体の流れを説明する。

→点字やテキストデータで提供する教材には、それぞれのセクションの最初に、全体の構成や流れについて説明をつけ、データの終わりもわかるようにする。

→必要な箇所をすぐ見つけられるように、見出しをつける（検索しやすくする）。

※点字ならシールを貼る、など

●教材の中のイラストや図、グラフなど 【資料1～7】

⇒視覚情報で示されるものを、学習者がアクセスできる形に変換する。

→日本地図や立方体などは触れる教材を利用する。 【資料1】【資料2】【資料3】

→表やグラフは言葉で説明する。 【資料4】【資料5】

→体の部位を説明する絵は、代わりに人形を使って説明する。 【資料6】

→おぼけなどイメージすることが難しいものはレーザーライターを用いる。 【資料7】

●体験、体感したことのない「モノ」「情景」の理解 【資料8～14】

バーバリズム (verbalism) とは「体験的な裏付けを伴わない盲児特有の言語」(青柳まゆみ他『視覚障害教育入門』p.30) のことで、成人したあとも、実体験を伴わないもの、母語でも概念理解が難しいものの理解は困難であると考えられる。

⇒主体性を持って学べるよう、視覚以外の感覚を利用した学びを考える。

⇒言葉の説明のみになってしまう場合も、イメージを膨らませやすい説明を心がける。

→花や果物などはレアリアを用意し、においや味でとらえさせる。 【資料8】

→柄は言葉での説明に加え、立体ペンを使って触れるものを用意し、説明する。 【資料9】

→文法を指導する際は状況を目の前に作り出して説明する。(例：音の出る箱) 【資料10】

→オノマトペの指導には触れるものや音声教材などを利用する。 【資料11】

→複雑な絵（子供の書いた絵）や理解しにくい表現（「子供のような目」）はイメージを膨らませやすい説明をする。 【資料12】

※色は例外 【資料13】【資料14】

●絵や図を見て答えるリスニング問題 【資料15】

⇒絵や図を言葉で説明してしまうと、記憶することに負荷がかかり、本来の目的と異なったタスクになってしまうため、聴覚×聴覚ではなく触覚×聴覚などに変えて提示する。

→触れる絵や図を用意し、それに触れながら聞き取りをさせる（「記憶力テスト」ではなく、本来のマルチタスクとなる）。

●クイズやテストの選択問題 【資料16】

⇒前件を与えて、適切な後件を選択肢の中から選ばせるような形式の問題は、前件を記憶したまま選択肢を吟味することになるため、記憶の負荷がかかりすぎないように工夫が必要である。

→点字の場合は、前件と後件を何度も行き来して確認できるよう、レイアウトを工夫する。音声の場合は何度も前件の部分に戻って聞き直すことも負担になるため、前件、後件をつなげた文を4つ並べ、正しいものを選ばせるように問いの形式そのものを変更する。

memo ただし、問題形式を変更すると、その問題が本来問う能力が測れないようになってしまいう可能性もあるため、慎重な検討が必要である。

●「ちらちら見る」「横目で見る」といった目（視覚）に関連する表現

⇒ほかの感覚に置き換えて説明する。

→「耳」に置き換える。

●同音異義語や音の似た単語の理解、弁別

⇒視覚で得る表記情報を理解や記憶の助けに利用することが難しいため、言葉で表記情報を補う。あるいはその他の情報で補強する。

→熟語を構成する漢字について説明をする（例：習慣は「習う」に「慣れる」、週間は「週」に「間」）。

memo 途中からは学習者のほうから「カイスイ（海水）のカイはカイガイ（海外）のカイですか」のように、類推をして質問が出るようになった。

→語彙の習得、記憶につながるような、その他の情報を充実させる（共起する語、使われる場面、例文の提示など）。

memo 辞書を使いこなすことも難しそうであったため、さまざまな情報を入れて語彙リストを作成し、提供するようにしていた。

●表記（文字）情報の読み取り、理解

⇒表音的にとらえることで生じる問題を予測し、補足説明を入れる。

→表記情報について注釈を入れる（例：テキトー（片仮名で書かれている））。

●非言語コミュニケーション

⇒頷きや身振り手振りなどの非言語コミュニケーションは、周りの人の様子を自然に真似て習得するということができないため、習得には指導が必要である。

memo 例えば、相手の話を聞いているときに、アイコンタクトをとらずに下を向いていたら失礼な印象を与えうる、といった情報を与えることは必要かもしれないが、視覚障害者が晴眼者とまったく同じ非言語コミュニケーションをとらなければならないと考

えるかどうかについては安易に答えを出すことはできない。

●公平な評価基準の設定

⇒クイズやテストを他の学生と別の時間、異なる形式等で行うため、同じ成績評価基準を用いていても、同じように測れているか、検討が必要である。

→大規模試験の基準をヒントに模索する。

memo クイズやテストなどを口頭の読み上げで行うことがあるが、声のトーンなどで正解不正解がわかってしまうケースがあるため、点字やテキストデータの読み上げなどで対応するほうが安全である。

●読み教材の不足

⇒教材の点訳、音声データ化、テキストデータ化には労力もコストもかかり、十分に揃えることが難しいが、必要があれば一般の図書館の資料等も活用する。

→地域の図書館の、対面音訳、録音資料の作成・貸出、点字図書の貸出等のサービスを利用する。

・東京都立中央図書館のサービス <http://www.library.metro.tokyo.jp/tabid/433/Default.aspx>

・日本点字図書館 <http://www.nittento.or.jp/index.html>

→NPO 等の団体の支援を受ける。

●漢字

⇒形を学ぶことは非常に難しく、効率的な学習が難しいため、別の学習を検討する。

memo パソコンで文章を書くことが増え、晴眼者でも漢字が書けなくなっている現在、どの単語にどの漢字が使われているのか、その知識を知っているだけでも十分と言えるのかもしれない。

●その他、難しかったもの 【資料17】

マッピング

5. おわりに

視覚に障害のある学習者に日本語教育を行った今回の実践は、あくまでも一例でしかなく、また障害教育に関する専門知識のない教員が試行錯誤を行った例に過ぎない。今後、実践研究、基礎研究等が積み重ねられ、よりよい教育の形が模索されていくことが望ましい。その際、すべての学習者がアクセスできる、ユニバーサルな教材、ユニバーサルな授業を考えることと並行して、様々な背景や個性をもつ、それぞれの学習者に最適な、カスタマイズされた教材、授業についても考えていく必要があるのではないだろうか。

【資料】

1. 『中級を学ぼう 日本語の文型と表現 5 6 中級前期』スリーエーネットワーク p.88
2. 『中級を学ぼう 日本語の文型と表現 8 2 中級中期』スリーエーネットワーク p.92
3. 『中級を学ぼう 日本語の文型と表現 8 2 中級中期』スリーエーネットワーク p.75
4. 『中級を学ぼう 日本語の文型と表現 8 2 中級中期』スリーエーネットワーク p.65
5. 『中級を学ぼう 日本語の文型と表現 8 2 中級中期』スリーエーネットワーク p.70
6. 『中級を学ぼう 日本語の文型と表現 8 2 中級中期』スリーエーネットワーク p.112
7. 『日本語中級 J301 -基礎から中級へ-英語版』スリーエーネットワーク p.97,108
8. 『日本語中級 J301 -基礎から中級へ-英語版』スリーエーネットワーク p.61
9. 『中級を学ぼう 日本語の文型と表現 8 2 中級中期』スリーエーネットワーク p.68
10. 『中級を学ぼう 日本語の文型と表現 5 6 中級前期』スリーエーネットワーク p.61
11. 『中級を学ぼう 日本語の文型と表現 5 6 中級前期』スリーエーネットワーク p.73
12. 『日本語中級 J301 基礎から中級へ』スリーエーネットワーク p.167
13. 『中級を学ぼう 日本語の文型と表現 8 2 中級中期』スリーエーネットワーク p.15
14. 『中級を学ぼう 日本語の文型と表現 8 2 中級中期』スリーエーネットワーク p.16
15. 『文化中級日本語Ⅱ』凡人社 p.218,219
16. 『耳から覚える日本語能力試験 文法トレーニングN2』アルク p.55
17. 『中級を学ぼう 日本語の文型と表現 8 2 中級中期』スリーエーネットワーク p.86

【参考文献】

- 青柳まゆみ・鳥山由子 (2012) 『視覚障害教育入門』ジアース教育新社
- 香川邦生編 (2010) 『四訂版 視覚障害教育に携わる方のために』慶應義塾大学出版会
- 北川幸子他 (2014) 「視覚障害をもつ日本語学習者への指導の工夫 : 教授法と教材教具」
『日本語教育方法研究会誌』21(1)
- 北川幸子他 (2015) 「視覚障害をもつ留学生受け入れの課題 -京都外国語大学における授業
外支援の取り組み-」『国際言語文化』1